

変更箇所一覧

資料名	頁	変更箇所	変更前	変更後
入札説明書	4	2(7)	割引料金C欄には、割引金額の設定が別途ある場合に割引金額を記載すること。	割引料金C欄には、割引金額の設定が別途ある場合に割引金額を記載すること。 <u>ただし、電気・ガス価格激変緩和対策事業による値引きについてはその金額を記載せず、入札金額には反映させないこと（電気料金の請求にあたっては、電気・ガス価格激変緩和対策事業による値引き後の金額を請求すること。）。</u>
入札説明書	6	11(1)	契約に当たっては、入札付属書に記載された基本料金単価、電力量料金単価、割引料金単価（またはその算定方法及び条件等）をもって契約単価とし、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件により支払うものとする。	契約に当たっては、入札付属書に記載された基本料金単価、電力量料金単価、割引料金単価（またはその算定方法及び条件等）をもって契約単価とし、燃料費等調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、本市を管轄する旧一般電気事業者が定める供給条件により支払うものとする。 <u>なお、電気料金の請求にあたっては、電気・ガス価格激変緩和対策事業による値引き後の金額を請求すること。</u>
契約書（案）	2	第10条第5項 （追加）	—	5 電気料金には、 <u>電気・ガス価格激変緩和対策事業による値引きを反映させること。</u>
入札付属書（積算内訳書）	1	<記載要領> 注6 （追加）	—	注6 <u>電気・ガス価格激変緩和対策事業による値引きについてはその金額を記載せず、入札金額には反映させないこと。</u>